

口述試験突破法と簡裁訴訟能力認定考査対策
～最終合格と認定司法書士・その後の道のり～

令和5年10月14日 LEC新宿エルタワー本校
LEC専任講師 荒川秀一

1. 筆記試験合格後のスケジュール

口述試験受験票送付（令和5年10月18日までに到着予定）

↓

口述試験（令和5年10月23日）

↓

最終合格発表（令和5年11月10日）

↓

中央新人研修、ブロック研修（令和5年12月上旬～令和5年1月下旬）

↓

特別研修（例年どおりであれば，令和6年5月下旬～令和5年7月上旬）

↓

簡裁訴訟代理等能力認定考査（例年どおりであれば，令和6年9月中旬）

↓

考査結果発表（例年どおりであれば，令和6年12月初旬）



2. 口述試験について

出題範囲：不動産登記法・商業登記法・司法書士法等

3. 新人研修について

種 類：中央研修，ブロック研修，各単位会研修 etc
特別研修

4. 簡裁訴訟代理等能力認定考査について

出題範囲：要件事実論（民法・商法・借地借家法 etc）
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法
司法書士法・司法書士行為規範

<参考>

日司連研修総合ポータル

<https://www.kensyu.nisshiren.jp/Training/newface/>

<https://www.kensyu.nisshiren.jp/Training/special/>

※日司連研修総合ポータルより抜粋

日程や申込方法・実施方法に関しましては、令和6年3月上旬を目途に、日司連研修総合ポータル（本ページ）で第23回特別研修募集要項を公表する予定です。引き続き、日司連研修総合ポータルの特別研修に関する情報にご留意ください。

<資料 ブレークスルー口述試験対策編より事例抜粋>

《不動産登記法》

設問

所有権保存登記とは何か。

回答例

所有権保存登記とは、通常、不動産の物理的現状を公示する表示に関する登記を前提として、ここで特定された不動産につきはじめてなされる権利に関する登記である。

《商業登記法》

設問

登記された事項に無効の原因があった場合には、必ず、その登記の抹消を申請することができるか。

回答例

登記された事項に無効原因があっても、その無効が訴えによってのみ主張できることとされている場合には、申請することができない。訴えによって無効判決が確定しない以上は、たとえ無効原因があってもその事項は有効なものとして取り扱われるから、登記と実体関係が食い違うことにはならないからである。

《司法書士法》

設問

司法書士の職責を述べよ。

回答例

司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。